



黒田支部長(中央)と池田副支部長(左)に要請文書を手渡す加納労働基準部長(右)

令和5年4月11日、建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防」という）の黒田支部長、池田副支部長及び澁谷事務局長をお招きし、加納労働基準部長から、建災防支部長に対し、神奈川県内の建設業における死亡労働災害の防止対策の取組みにかかる文書要請をいたしました。

本年2月から3月にかけて、神奈川県内の建設業における労働災害により5人の方が亡くなられ、去年同期1人から急増する状況となりました(参考：令和4年の県内の建設業の労働災害による年間死者数9人)。

災害発生状況を見ましても、土止め支保工が不設置で土砂崩壊が発生したことによるものが2件、ドラグ・ショベルを用途外使用してクレーン作業中に転倒させたものが1件、ホイストで荷を詰めた道具袋を吊り上げる作業中、袋の持ち手紐が破断し作業中の労働者に落下したものが1件、駐車時の逸走予防措置の不十分が原因でトラックが逸走し、これを止めようとしてひかれてしまったものが1件となっております。

また、いずれの死亡災害も、作業の安全を確保するために守るべき基本事項が守られていなかったことから発生したと思われることから、災害防止の基本に忠実にし、なお一層の災害防止対策への取組みが重要である、ということについて、支部長、副支部長及び事務局長と認識を共有いたしました。

建災防神奈川支部では、「セーフティ・リボン運動」、「3分KY運動」、「安全行動宣言運動」の「3本の矢」を積極的に建設工事現場に周知し、推進していただいております。神奈川県労働局も「3本の矢」の推進を後援させていただきます。

神奈川県労働局では引き続き、建災防神奈川支部と連携して、建設業における労働災害防止対策を推進していくこととしています。

[※要請文についてはこちらをクリック](#)

[※※「3本の矢」についてはこちらをクリック（建設業労働災害防止協会神奈川支部ホームページに移動します）](#)